

○奈良県中央卸売市場条例

昭和五十二年四月二十二日
奈良県条例第一号

奈良県中央卸売市場条例をここに公布する。
奈良県中央卸売市場条例

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 市場関係事業者

 第一節 卸売業者(第六条―第十七条)

 第二節 仲卸業者(第十八条―第二十六条)

 第三節 売買参加者(第二十七条―第二十九条)

 第四節 関連事業者(第三十条―第三十四条)

第三章 売買取引及び決済の方法(第三十五条―第七十一条)

第三章の二 卸売の業務に関する品質管理(第七十一条の二)

第四章 市場施設の使用(第七十二条―第八十条)

第五章 監督(第八十一条―第八十三条)

第六章 奈良県中央卸売市場運営協議会及び奈良県中央卸売市場取引委員会(第八十四条・第八十四条の二)

第七章 雑則(第八十五条―第九十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)に基づき、奈良県中央卸売市場(以下「市場」という。)の業務の運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称、位置及び面積)

第二条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良県中央卸売市場	奈良県大和郡山市筒井町九百五十七番地の一

面積

一五一、二五八平方メートル

(昭六〇条例一・平二三条例二九・一部改正)

(差別的取扱いの禁止)

第二条の二 知事は、市場の業務の運営に関し、卸売業者(第六条の二第一項の規定により、知事の許可を受けて卸売の業務(市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)、仲卸業者(第十九条第一項の規定により、知事の許可を受けて仲卸しの業務(県が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」と総称する。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(令二条例四八・追加)

(取扱品目)

第三条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
- 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品

2 市場において取り扱う物品が、前項各号に掲げるいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、知事がその所属を決定する。

(令二条例四八・一部改正)

(開場の期日)

第四条 市場は、日曜日(一月五日及び十二月二十七日から同月三十日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日並びに一月二日から同月四日まで及び十二月三十一日(以下「休日」と総称する。)を除き、毎日開場するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 知事は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

(平元条例二四・一部改正)

(開場の時間)

第五条 開場の時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の時間の範囲内で知事が定める。

(平一二条例四七・平二三条例二九・令二条例四八・一部改正)

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第六条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 青果部 二
- 二 水産物部 二

(令二条例四八・一部改正)

(卸売業務の許可)

第六条の二 卸売の業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 商号
- 三 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 四 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

4 知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- 二 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者が市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が市場の仲卸業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- 五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- 六 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。
- 七 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 八 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。
- 九 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

十 当該許可をすることによつて卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(令二条例四八・追加、令七条例六六・一部改正)

(保証金の預託)

第七条 卸売業者は、前条第一項の許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を県に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(令二条例四八・一部改正)

(保証金の額)

第八条 前条第一項の保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において規則で定める。

一 青果部 百二十万円以上千六百万円以下

二 水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

2 前条第一項の保証金は、次の各号に掲げる有価証券をもつてこれに充てることができる。

一 国債証券

二 地方債証券

三 日本銀行が発行する出資証券

四 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。

一 国債証券、地方債証券又は政府がその債券について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額

二 前項第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる債券を除く。)その額面金額の百分の九十に相当する額

(令二条例四八・一部改正)

(保証金の追加預託)

第九条 第七条第一項の保証金について差押、仮差押又は仮処分の命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、知事の指定する期間内に、当該処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による預託について準用する。

(保証金の充当)

第十条 県は、卸売業者が使用料その他市場に関して県に納付すべき金額の納付を怠つたときは、当該卸売業

者が県に預託した第七条第一項の保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

- 2 卸売業者に対して、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が県に預託した第七条第一項の保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。
- 3 第一項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。
(令二条例四八・一部改正)

(保証金の返還)

第十一条 第七条第一項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して六十日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

- 第十一条の二 知事は、卸売業者が第六条の二第四項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の許可を取り消すものとする。
- 2 知事は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の二第一項の許可を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がなく第六条の二第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に第七条第一項の保証金を預託しないとき。
 - 二 正当な理由がなく第六条の二第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。
 - 三 正当な理由がなく引き続き一月以上その業務を休止したとき。
 - 四 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。
 - 3 前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。
(令二条例四八・追加)

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

- 第十一条の三 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。
- 2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
 - 3 前二項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 4 第六条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の許可の申請」とあるのは「第十一条の三第一項又は第二項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。
- 5 第一項又は第二項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用指定を受けていた施設の使用が認められたものと解してはならない。

(令二条例四八・追加)

(卸売業務の相続)

- 第十一条の四 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に、知事の認可を受けなければならない。
- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第六条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
 - 3 第一項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。
 - 4 第六条の二第四項の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において同条第四項中「第一項の許可の申請」とあるのは「第十一条の四第一項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。
 - 5 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。
 - 6 卸売業者の地位の承継については、被相続人が使用指定を受けていた施設の使用が認められたものと解してはならない。

(令二条例四八・追加)

(名称変更等の届出)

- 第十一条の五 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
 - 二 第六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。
 - 三 卸売の業務を廃止したとき。
- 2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(令二条例四八・追加)

(事業報告書の提出等)

第十一条の六 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をした者から前項の事業報告書(貸借対照表及び損益計算書に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(令二条例四八・追加)

(せり人の登録)

第十二条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が知事の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 申請者の名称

二 登録を受けようとするせり人の氏名及び住所

三 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類

3 第一項の登録の申請があつた場合は、知事は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して三十日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し、登録証及び記章を交付するものとする。

一 せり人の氏名及び住所

二 登録年月日

三 登録番号

4 知事は、第一項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 市場のせり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しないものであるとき。

四 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

五 せりを遂行するために必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

5 知事は、前項第五号の経験又は能力の有無の認定のため、試験その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年間とする。

(平一二条例四七・平二四条例一・令二条例四八・令七条例六六・一部改正)

(せり人の登録の更新)

第十三条 卸売業者は、前条第一項の登録を受けたせり人に、その有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前六十日から当該有効期間の満了の日前三十日までの間に、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 申請者の名称

二 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所並びに登録年月日及び登録番号

3 第一項の規定により登録の更新を受けた場合の登録の有効期間は、更新の日から起算して五年間(第八十三条第三項の規定により業務の停止を命ぜられた後最初の登録の更新を受ける者にあつては、三年間)とする。

4 知事は、登録の更新を受けようとするせり人に対し、せりを遂行するために必要な能力の保持のため、講習その他必要な措置を講ずるものとする。

5 前条第三項(記章に関する部分を除く。)及び第四項(第三号を除く。)の規定は、第一項の登録の更新について準用する。

(平七条例三四・平一二条例四七・平二四条例一・一部改正)

(せり人の登録の取消し)

第十四条 知事は、せり人が第十二条第四項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき、又はせりを遂行するために必要な能力を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の登録を取り消すものとする。

(令二条例四八・一部改正)

(せり人の登録の消除)

第十五条 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。

一 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。

二 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。

三 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかつたとき。

四 第八十三条第三項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、速やかに登録証を知事に返還しなければならない。

(令二条例四八・一部改正)

(記章の着用)

第十六条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定めるところにより、第十二条第三項の記章を着用しなければならない。

(平二四条例一・一部改正)

第十七条 削除

(令二条例四八)

第二節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第十八条 仲卸業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 青果部 三十

二 水産物部 四十

(昭六〇条例一・平一二条例四七・令二条例四八・一部改正)

(仲卸業務の許可)

第十九条 仲卸しの業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 商号

三 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類

4 知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるとき。

六 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であるとき。

七 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

八 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。

九 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

十 当該許可をすることによつて仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(平一二条例四七・平一八条例一・平二三条例一七・令二条例四八・令七条例六六・一部改正)

(保証金の預託)

第二十条 仲卸業者は、前条第一項の許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を県に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第二十一条 前条第一項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、第八十条第一項に規定する使用料の月額額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 第八条第二項及び第三項、第九条、第十条第一項並びに第十一条の規定は、前条第一項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第二十二条 知事は、仲卸業者が第十九条第四項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十九条第一項の許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がなく第十九条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に第二十条第一項の保証金を預託しないとき。

二 正当な理由がなく第十九条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がなく引き続き一月以上その業務を休止したとき。

四 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

3 前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

(平八条例二六・平二三条例一七・一部改正)

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第二十三条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、

当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 前二項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 第十九条第四項の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の許可の申請」とあるのは「第二十三条第一項又は第二項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。
- 5 第一項又は第二項の規定による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用指定を受けていた店舗の使用が認められたものと解してはならない。

(平一三条例三三・平一八条例一・令二条例四八・一部改正)

(仲卸しの業務の相続)

第二十四条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に、知事の認可を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第十九条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第一項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 第十九条第四項の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において第十九条第四項中「第一項の許可の申請」とあるのは「第二十四条第一項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。
- 6 仲卸業者の地位の承継については、被相続人が使用指定を受けていた店舗の使用が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第二十五条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第十九条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。

三 仲卸しの業務を廃止したとき。

- 2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(令二条例四八・一部改正)

(事業報告書の提出)

- 第二十六条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを知事に提出しなければならない。

(平一二条例四七・一部改正)

第三節 売買参加者

(売買参加者の承認)

- 第二十七条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

- 3 第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 商号

三 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

- 4 知事は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二 申請者が市場の売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

三 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

四 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき。

五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であるとき。

六 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

七 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。

八 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

- 5 知事は、第一項の承認をしようとするときは、市場における取引の適正かつ健全な運営に資するよう考慮して行うものとする。

(平一八条例一・平二三条例一七・令二条例四八・一部改正)

(名称変更等の届出)

第二十八条 前条第一項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 二 商号を変更したとき。
- 三 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(令二条例四八・一部改正)

(売買参加者の承認の取消し)

第二十九条 知事は、売買参加者が第二十七条第四項第一号若しくは第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(平二三条例一七・令二条例四八・一部改正)

第四節 関連事業者

(昭五五条例一六・改称)

(関連事業の許可)

第三十条 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者、買出人(市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営む許可をすることができる。

- 一 第三条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務、市場の取扱品目の保管、貯蔵等の業務その他の市場機能の充実に資する業務で規則で定めるものを営む者
- 二 飯食店営業、理容業その他の市場の利用者に便益を提供する業務で規則で定めるものを営む者

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 商号
- 三 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 四 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容

(昭五五条例一六・平一八条例一・令二条例四八・一部改正)

(許可の基準)

第三十一条 知事は、前条第一項各号に規定する業務(以下「関連事業」という。)について、同項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - 二 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。
 - 三 申請者が市場の関連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。
 - 四 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき。
 - 五 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員等であるとき。
 - 六 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - 七 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。
 - 八 申請者が関連事業を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (昭五五条例一六・平二三条例一七・令二条例四八・令七条例六六・一部改正)

(保証金)

第三十二条 第三十条第一項の許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)は、同項の許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を県に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、関連事業を開始してはならない。
- 3 第一項の保証金の額は、第八十条第一項に規定する使用料の月額額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。
- 4 第八条第二項及び第三項、第九条、第十条第一項並びに第十一条の規定は、第一項の保証金について準用する。

(昭五五条例一六・令二条例四八・一部改正)

(関連事業の許可の取消し)

第三十三条 知事は、関連事業者が、第三十一条第一号、第二号若しくは第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第三十条第一項の許可を取り消すものとする。

- 2 知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がなく第三十条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に前条第一項の保証金を預託しないとき。
 - 二 正当な理由がなく第三十条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がなく引き続き一月以上その業務を休止したとき。

四 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

3 第二十二條第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(昭五五条例一六・平二三条例一七・一部改正)

(関連事業の指示等)

第三十四條 知事は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

2 第二十四條から第二十六條までの規定は、関連事業者について準用する。この場合において、第二十四條第一項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「仲卸しの業務」とあるのは「関連事業」と、同條第二項中「第十九條第一項の許可」とあるのは「第三十條第一項の許可」と、同條第四項中「第十九條第四項」とあるのは「第三十一條」と、「第一項の許可の申請」とあるのは「同項の許可の申請」と、同條第五項及び第六項中「仲卸業者の地位」とあるのは「関連事業者の地位」と、第二十五條第一項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「仲卸しの業務」とあるのは「関連事業」と、同條第二項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、第二十六條中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と読み替えるものとする。

(昭五五条例一六・一部改正)

第三章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第三十五條 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(平一二条例四七・全改)

(売買取引の方法)

第三十六條 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として規則で定めるもの せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として規則で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、知事が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

三 前二号に掲げる生鮮食料品等以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第一号及び第二号に掲げる物品(同号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。)について、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

- 一 災害の発生
- 二 入荷の遅延
- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 セリ売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- 五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- 六 次に掲げる場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することなく販売開始時刻前に卸売をするとき。
 - ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合において卸売のための販売開始時刻以後の卸売によつては出荷者に著しい不利益をもたらすこととなるとき。
 - イ 市場外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合
 - ウ 災害の発生地に緊急に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない特別の理由により卸売をする場合

七 第四十八条第一項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

- 3 前項の規定により相対取引をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 卸売業者は、第一項第二号及び第三号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて知事が指示したときは、同項の規定にかかわらず、セリ売又は入札の方法によらなければならない。
 - 一 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - 二 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 5 知事は、第一項第二号の割合を定め、又は変更しようとするときは、意見を述べることについて正当な理由を有する卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから知事が指名する者(以下「指名利害関係者」という。)又は奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴くものとし、同号の割合を定め、又は変更したときは、その割合を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- 6 卸売業者は、第一項第三号に掲げる物品について、売買取引の方法を定め、又は変更しようとするときは、その内容を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならない。
(平一二条例四七・全改、平二四条例一・平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

(売買取引条件の公表)

- 第三十七条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。
- 一 営業日及び営業時間
 - 二 取扱品目

三 生鮮食料品等の引渡しの方法

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

六 出荷奨励金等がある場合には、その種類、内容(交付の基準を含む。)及びその額
(令二条例四八・全改)

(受託物品の即日販売)

第三十八条 卸売業者は、当日の上場できる時まで受領した受託物品は、その日のうちに上場して販売しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第三十九条 削除

(平二四条例一)

(売買取引の単位)

第四十条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、重量以外の単位によることができる。

(平二四条例一・一部改正)

第四十一条から第四十三条まで 削除

(平二四条例一)

(卸売業者の業務の規制)

第四十四条 卸売業者は、市場外において、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、指名利害関係者又は奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(平一二条例四七・平一七条例三五・平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

(差別的取扱いの禁止等)

第四十五条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第六条の二第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売の

ための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第五十三条第一項の受託契約約款によらない場合その他の規則で定める正当な理由がある場合でなければ、その引受けを拒んではならない。

(令二条例四八・一部改正)

第四十六条及び第四十七条 削除

(平二九条例四五)

(卸売の相手方の制限)

第四十八条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- 一 当該卸売の相手方が、卸売、加工又は小売を行う者であること。
- 二 当該卸売に関係のある仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者との協議をあらかじめ行っていること。

2 前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(令二条例四八・全改)

第四十九条 削除

(平一七条例三五)

(市場外にある物品の卸売)

第五十条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、次に掲げる要件を満たす場合は、市場内にある物品以外の物品の卸売をすることができる。

- 一 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して、当該取引に参加する機会が与えられていること。
- 二 当該取引に係る物品について、次に掲げる事項が公表されること。

ア 引渡年月日

イ 物品名

ウ 等級又は階級

エ 荷姿

オ 量目

カ その他公正な価格形成を確保するために必要な事項として知事が定めるもの

三 当該取引に係る物品の引渡方法が定められていること。

四 当該取引において、事故等が発生した場合の適切な対応が定められていること。

2 卸売業者は、知事から前項の規定による取引に係る書類等について閲覧を求められたときは、その求めに応じなければならない。

3 知事は、第一項の規定による取引に関し疑義が生じた場合は、奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴

くものとする。この場合において、卸売業者は、当該取引の内容について説明しなければならない。

(令二条例四八・全改)

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第五十一条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において、第六条の二第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(令二条例四八・一部改正)

(卸売業者の買受物品等の制限)

第五十二条 卸売業者は、市場において第六条の二第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(平一七条例三五・追加、平二四条例一・旧第五十一条の二繰下、令二条例四八・一部改正)

(受託契約約款等の作成及び備付け)

第五十三条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて次に掲げる事項を定めた受託契約約款を作成し、主たる事務所に備え付けなければならない。

- 一 受託物品の引渡し及び受領に関する事項
- 二 受託物品の保管に関する事項
- 三 受託物品の手入れ等に関する事項
- 四 受信場所に関する事項
- 五 送り状又は発送案内に関する事項
- 六 受託物品の上場に関する事項
- 七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- 八 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- 九 委託手数料に関する事項
- 十 委託者の負担すべき費用に関する事項
- 十一 仕切りに関する事項
- 十二 第四十八条第一項ただし書又は第八十五条の規定により卸売をする場合に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか重要な事項

2 卸売業者は、市場における卸売のための物品の買付けについて次に掲げる事項を定めた買付契約約款を作成し、主たる事務所に備え付けなければならない。

- 一 買付物品の引渡し及び受領に関する事項
- 二 買付物品の保管に関する事項
- 三 買付物品の手入れ等に関する事項

- 四 受信場所に関する事項
 - 五 送り状又は発送案内に関する事項
 - 六 買付物品の上場に関する事項
 - 七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
 - 八 買付物品の出荷者の負担すべき費用に関する事項
 - 九 第四十八条第一項ただし書又は第八十五条の規定により卸売をする場合に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか重要な事項
- (令二条例四八・全改)

(受託物品の受領通知及び検収)

第五十四条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

- 2 卸売業者は、受託物品(電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。次項において同じ。))を除く。)の受領に当たっては検収を確実に行之、受託物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、知事の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。
- 3 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に行之、当該物品の品目、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、知事の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。この場合において、前項ただし書を準用する。
- 4 卸売業者は、受託物品の異状については、第二項ただし書又は前項後段に規定する場合を除き、前二項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(平一七条例三五・令二条例四八・一部改正)

(販売原票の作成)

第五十五条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、その写しを知事に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の販売原票には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、数量、相手方及び売買取引の方法を正確に記載しなければならない。

(平一二条例四七・平一七条例三五・一部改正)

第五十六条 削除

(平二四条例一)

(仲卸業者の業務の規制)

第五十七条 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

一 当該生鮮食料品等が次のいずれかに該当すること。

ア 市場内の取引において、卸売業者が卸売をしないものであること。

イ 市場内の取引において、卸売業者の卸売のみでは、仲卸業者及び売買参加者の需要を十分に満たすことができないものであること。

ウ 市場外の取引の状況等から、卸売業者の卸売のみでは、価格等の面で仲卸業者及び売買参加者にとって著しく不利益となるものであること。

二 当該生鮮食料品等を取り扱う卸売業者との協議をあらかじめ行っていること。

3 前項ただし書の規定により生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平一七条例三五・平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

第五十八条 仲卸業者は、市場外において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、指名利害関係者又は奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

(平一七条例三五・平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

(せり人の禁止行為)

第五十九条 せり人は、市場における売買取引について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 せり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正な行為をさせること。

二 その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受すること。

三 前二号に掲げるもののほか市場においてせり人として職務に公正を欠く行為をすること。

(平一七条例三五・令二条例四八・一部改正)

(売買取引の制限)

第六十条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- 一 談合その他不正な行為があると認めるとき。
 - 二 不当な価格が形成されていると認めるとき又は形成されるおそれがあると認めるとき。
- 2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、市場での売買を差し止めることができる。
- 一 売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき。
 - 二 買受代金の支払を怠つたとき。

(平元条例二四・平九条例二六・令二条例四八・一部改正)

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第六十一条 知事は、衛生上有害な物品又は客観的な事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品(以下この条において「衛生上有害な物品等」という。)が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品等は、市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。
- 3 知事は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(平二九条例四五・一部改正)

(卸売予定数量等の報告)

第六十二条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を知事に報告しなければならない。

- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をする物品(第四号に掲げる物品を除く。)
 - 二 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)
 - 三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をする物品
 - 四 第五十条第一項の規定により当日卸売をする物品
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額(以下「取引金額」という。))にその金額の百分の十に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)を知事に報告しなければならない。
- 一 せり又は入札の方法により当日卸売をした物品(第四号に掲げる物品を除く。)
 - 二 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)
 - 三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をした物品
 - 四 第五十条第一項の規定により当日卸売をした物品
- 3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(取引金額にその金額の百分の十に相当する額を加えた額をいう。以下同じ。)を知事に報

告しなければならない。

(平元条例二四・平九条例二六・平一二条例四七・平一七条例三五・平二一条例二四・平二四条例一・平二六条例五三・平二九条例四五・平三一条例三四・令二条例四八・一部改正)

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第六十三条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

一 セリ又は入札の方法により当日卸売をする物品(第四号に掲げる物品を除く。)

二 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)

三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をする物品

四 第五十条第一項の規定により当日卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

一 セリ又は入札の方法により当日卸売をした物品(第四号に掲げる物品を除く。)

二 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第四号に掲げる物品を除く。)

三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をした物品

四 第五十条第一項の規定により当日卸売をした物品

3 卸売業者は、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び出荷奨励金等がある場合にあっては前月の出荷奨励金等の種類ごとの交付額(第三十七条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び出荷奨励金等に限る。)を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

(平一二条例四七・平一七条例三五・平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第六十四条 知事は、卸売業者から第六十二条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 知事は、卸売業者から第六十二条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、主要な品目の数量及び卸売価格を売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分してするものとする。

(平九条例二六・平一二条例四七・平一七条例三五・令二条例四八・一部改正)

(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)

第六十四条の二 知事は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）
- 二 前号の指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標
- 三 食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容

（仕切り及び送金）

第六十五条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約をしたときは、その特約において定められた期日)までに、売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の仕切書には、次に掲げる事項を正確に記載しなければならない。

一 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この号において同じ。)、数量、単価に数量を乗じた額の合計額及び当該合計額の百分の十に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第七十条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じた額の合計額及び当該合計額の百分の十に相当する金額)

二 控除すべき第六十六条第一項に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

三 売買仕切金の額

3 卸売業者は、買付物品の卸売をしたときは、買付物品の出荷者に対して、その卸売をした日の翌日(販売代金の送付について買付物品の出荷者との特約をしたときは、その特約において定められた期日)までに、販売代金を送付しなければならない。

4 卸売業者は、第一項の売買仕切金については委託者が、前項の販売代金については買付物品の出荷者が指定する方法により送付しなければならない。

5 仲卸業者は、第五十七条第二項ただし書の規定による買入れに係る代金を出荷者が指定する期日までに、出荷者が指定する方法により送付しなければならない。

（平元条例二四・平九条例二六・平一二条例四七・平二一条例二四・平二六条例五三・平三一条例三四・令二条例四八・一部改正）

（委託手数料）

第六十六条 卸売業者が、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、取引金額に、卸売業者が定める率(以下「委託手数料率」という。)を乗じて得た金額に、当該額に消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二十九条に規定する率と当該率に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を加算した金額とする。

2 卸売業者は、委託手数料率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届

け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

3 委託手数料率は、次に掲げる取扱品目ごとに定めなければならない。

- 一 野菜及びその加工品
- 二 果実及びその加工品
- 三 生鮮水産物及びその加工品
- 四 規則で定めるその他の食料品

4 卸売業者は、第二項の規定による届出に係る委託手数料率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による届出に係る委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切であると認めるときは、その委託手数料率を変更すべきことを命ずることができる。

(平元条例二四・平九条例二六・平二一条例二四・平二四条例一・平三一条例三四・令二条例四八・一部改正)

第六十七条 削除

(平二四条例一)

(出荷奨励金の交付)

第六十八条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を交付したときは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けなければならない。

- 一 出荷奨励金を交付した相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 当該出荷奨励の対象とした物品の品目
- 三 出荷奨励金を交付した理由
- 四 出荷奨励金の交付の基準及び交付した金額

(平二四条例一・全改、平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

(買受代金の即時支払義務)

第六十九条 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその額の百分の十に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者は、前項の買い受けた物品の代金を卸売業者が指定する方法により送付しなければならない。

3 卸売業者は、第一項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約が効力を有する間、これを保存しなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

- 一 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
 - 二 支払の場所、期日及び方法並びにその保証の方法等に関する特約の内容
- 4 知事は、前項の書面を必要により確認した場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 一 当該特約が、その他の仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者に対して不当な差別的取扱いとなるものであるとき。
 - 二 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。
- 5 仲卸業者から物品を買い受ける者は、買い受けた物品の代金を仲卸業者が指定する期日までに、仲卸業者が指定する方法により送付しなければならない。
- (平元条例二四・平一二条例四七・平一七条例三五・平二四条例一・平二六条例五三・平三一条例三四・令二条例四八・一部改正)

(卸売代金の変更の禁止)

第七十条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

- 第七十一条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付したときは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けなければならない。
- 一 完納奨励金を交付した相手方の氏名又は名称及び住所
 - 二 完納奨励金を交付した理由
 - 三 完納奨励金の交付の基準及び交付した金額
- (平二四条例一・全改、平二九条例四五・令二条例四八・一部改正)

第三章の二 卸売の業務に関する品質管理

(平一七条例三五・追加)

- 第七十一条の二 知事は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。
- 一 施設の取扱品目
 - 二 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
 - 三 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
 - 四 その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

(平一七条例三五・追加、令二条例四八・一部改正)

第四章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

- 第七十二条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場の用地、建物その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、知事がこれを指定する。
- 2 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対しても、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 知事は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員等であるとき。
 - 二 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - 三 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。
- 4 第二項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を県に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用する場合その他特別の理由がある場合で知事が認めるときは、この限りでない。
- 5 第二項の許可を受けた者で前項の保証金を預託しなければならない者は、当該保証金を預託した後でなければ、市場施設の使用を開始してはならない。
- 6 第四項の保証金の額は、第八十条第一項に規定する使用料の月額に六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。
- 7 第八条第二項及び第三項、第九条、第十条第一項並びに第十一条の規定は、第四項の保証金について準用する。

(昭五五条例一六・平二三条例一七・一部改正)

(用途変更、転貸等の禁止)

- 第七十三条 前条第一項の規定による指定又は同条第二項の規定による許可(以下「使用の指定又は許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設を所定の用途以外の用途に使用し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

(原状変更の禁止)

- 第七十四条 使用者は、知事の承認を受けずに当該市場施設に建築、造作、模様替えその他原状を変更する行為をしてはならない。
- 2 使用者が前項の承認を受けて当該市場施設の原状を変更したときは、当該市場施設の返還の際に、知事は、使用者に対し、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(善良な管理者の注意及び補修命令)

第七十五条 使用者は、善良な管理者の注意をもつて、市場施設を使用しなければならない。

2 知事は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は毀損した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(令二条例四八・一部改正)

(環境の保持等)

第七十六条 使用者は、市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の清潔な環境を保持するために必要な措置を命ずることができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第七十七条 知事は、使用者が第七十二条第三項各号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第二項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、使用者に対し、使用の指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

一 災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるとき。

二 前項に規定する場合のほか、使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは処分に違反したとき。

三 その他市場の管理上知事が必要と認めたとき。

(平二三条例一七・一部改正)

(市場施設の検査等)

第七十八条 知事は、災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場施設の適正な使用を図るために必要があると認めるときは、使用者の使用する市場施設について検査をすることができる。

(市場施設の返還)

第七十九条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により、使用者の市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人又は本人は、知事の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第八十条 使用者は、別表に掲げる額の範囲内において規則で定める額に、当該額に消費税率を乗じて得た額を加算した金額(その金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた金額)の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の使用料を減免することができる。
- 4 使用者が市場において使用する電気、ガス、下水道、電話等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。
- 5 この条例に定めるもののほか、使用料及び前項の費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。
(平元条例二四・平九条例二六・平一二条例四七・平二四条例一・平三一条例三四・一部改正)

第五章 監督

(報告及び検査)

- 第八十一条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(昭五五条例一六・一部改正)

(改善措置命令)

- 第八十二条 知事は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 知事は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合
 - 二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合
 - 三 連続する三年以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
 - 3 知事は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 4 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
(昭五五条例一六・平一七条例三五・一部改正)

(監督処分)

- 第八十三条 知事は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこ

れらに基づく処分に違反した場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、十万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 第六条の二第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 第十九条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 第二十七条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

2 知事は、関連事業者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第三十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、せり人が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該せり人に対し、第十二条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてせり人の業務の停止を命ずることができる。

4 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、知事は、その行為者に対して、六月以内の期間を定めて入場の停止を命ずることができる。

5 第二十二條第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による取消しの処分について準用する。

(昭五五条例一六・平一二条例四七・令二条例四八・一部改正)

第六章 奈良県中央卸売市場運営協議会及び奈良県中央卸売市場取引委員会

(平一二条例四七・改称)

(奈良県中央卸売市場運営協議会)

第八十四条 市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、奈良県中央卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例四七・令二条例四八・一部改正)

(奈良県中央卸売市場取引委員会)

第八十四条の二 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、取扱品目の部類ごとに、奈良県中央卸売市場取引委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項についての意見を述べることができる。
 - 一 開場の期日及び時間
 - 二 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
 - 三 委託手数料の徴収の方法並びに当該額の決定及び周知
 - 四 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
 - 五 卸売の業務を行う者に関する事項
 - 六 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
 - 七 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資する事項
- 3 取扱品目の部類ごとの委員会は、委員八人以内で組織する。
- 4 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平一二条例四七・追加、平一七条例三五・平二四条例一・令二条例四八・一部改正)

第七章 雑則

(卸売業務の代行)

- 第八十五条 知事は、卸売業者が、許可の取消しその他の処分を受け、又はその他の理由により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつた場合には、当該卸売業者(卸売業者であつた者を含む。)に対しその行うことができなくなつた卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあつた物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。
- 2 知事は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に卸売の業務を行わせることが不適当と認めるときは、自らその業務を行うものとする。

(無許可営業の禁止)

- 第八十六条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。
(昭五五条例一六・一部改正)

(市場への出入等に対する指示)

- 第八十七条 市場への出入り、市場の施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、知事の指示に従わなければならない。
- 2 知事は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場の施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第八十八条 知事は、災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

(昭五五条例一六・一部改正)

(市場秩序の保持等)

第八十九条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の業務又は市場における他人の業務の妨害その他市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行つてはならない。

2 知事は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場へ入場する者に対し、入場の禁止及び制限、退場その他必要な措置をとることができる。

(令二条例四八・一部改正)

(許可等の制限又は条件)

第九十条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(その他)

第九十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第八十条関係)

(昭五五条例一六・昭五六条例二二・昭六一条例二七・平元条例二四・平四条例二七・一部改正、平一二条例四七・旧別表第三繰下・一部改正、平一七条例三五・平二三条例二九・一部改正、平二四条例一・旧別表第七・一部改正、令二条例四八・一部改正)

種別	額
卸売業者市場使用料	卸売金額の千分の二・五に相当する額及び卸売場面積一平方メートルにつき月額 百八十円
仲卸業者市場使用料	第五十七条第二項ただし書の規定により買い入れた物品の販売金額の千分の二・五に相当する額及び仲卸売場面積一平方メートルにつき月額 千三百二十円
買荷保管所使用料	一平方メートルにつき月額 六百八十円
買荷積込所使用料	右同 八百四十円

荷さばき場使用料	右同 四百九十円
屋上駐車場使用料	一台につき月額 七千二百円
倉庫 A 使用料	一平方メートルにつき月額 九百十円
倉庫 B 使用料	右同 六百円
冷蔵庫使用料	一棟(建物・機械一式)につき月額 二百七十万円
バナナ加工室使用料	右同 百二十万円
加工場使用料	一平方メートルにつき月額 九百六十円
福利厚生施設使用料	右同 千二百円
関連事業者市場使用料	右同 二千五百二十円
銀行事務所使用料	右同 千四百四十円
関係業者・団体事務所使用料	右同 千二百円
水道使用料	使用水量一立方メートルにつき 六十五円
郵便局事務所使用料	一平方メートルにつき月額 千五百六十円

附 則(昭和五二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第一六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三に使用料を加える改正規定は、昭和五十五年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県中央卸売市場条例(以下「改正前の条例」という。)第三十条第一項の規定による許可を受けて付属営業人となつてゐる者は、この条例による改正後の奈良県中央卸売市場条例(以下「改正後の条例」という。)第三十条第一項の規定による許可を受けた関連事業者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第七十二条第一項の規定により市場施設の使用の指定を受けてゐる付属営業人は、改正後の条例第七十二条第一項の規定により市場施設の使用の指定を受けた関連事業者とみなす。
- 4 附則第二項及び前項に規定するものを除くほか、改正前の条例の規定により付属営業人に対し行つた処分その他の行為は、改正後の条例の相当規定により関連事業者に対し行つたものとみなす。

附 則(昭和五六年条例第二二号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第二四号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三四号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成七年規則第六二号で平成七年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に奈良県中央卸売市場条例第十三条第一項の規定による登録の更新を受けているせり人の登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則(平成八年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第二六号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成九年規則第五三号で平成九年四月一日から施行)

附 則(平成一二年条例第四七号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一二年規則第七二号で平成一二年四月一日から施行)

附 則(平成一三年条例第三三号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三五号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一七年規則第一号で平成一七年五月一日から施行)

附 則(平成一八年条例第二五号)

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一八年規則第一号で平成一八年五月一日から施行)

附 則(平成二一年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二一年規則第二九号で平成二一年四月一日から施行。ただし、附則第二項及び第三項(第六十六条第六項の規定の適用に係る部分に限る。))の規定は、公布の日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県中央卸売市場条例(以下「改正後の条例」という。)第六十六条第二項の規定による届出及び同条第六項の規定による命令は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。ただし、同条第二項の規定の例により行う届出は、規則で定める日までに行ななければならない。

(規則で定める日＝平成二十一年一月三十一日)

- 3 前項の規定によりその規定の例により行うことができることとされた改正後の条例第六十六条第二項の規定による届出をした場合における同条第四項から第六項までの規定の適用については、同条第四項中「第二項」とあるのは「奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例(平成二十一年一月奈良県条例第二十四号。以下「一部改正条例」という。)附則第二項の規定によりその規定の例により行うことができることとされた第二項」と、「第六項」とあるのは「第六項又は一部改正条例附則第二項の規定によりその規定の例により行うことができることとされた第六項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「一部改正条例附則第二項の規定によりその規定の例により行うことができることとされた第二項」とする。

附 則(平成二三年条例第二九号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二三年規則第三〇号で平成二三年四月一日から施行)

附 則(平成二三年条例第一七号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二三年規則第二七号で平成二三年一二月一日から施行)

附 則(平成二四年条例第一号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二四年規則第二号で平成二四年五月一日から施行)

附 則(平成二六年条例第五三号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二六年規則第九四号で平成二六年四月一日から施行)

附 則(平成二七年条例第五九号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二七年規則第一一二号で平成二七年四月一日から施行)

附 則(平成二九年条例第四五号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二九年規則第七一号で平成二九年五月一日から施行)

附 則(平成三一年条例第三四号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和元年規則第三号で令和元年一〇月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県中央卸売市場条例(以下「新条例」という。)第六十二条第二項及び第三項並びに第六十五条第二項第一号に規定する卸売並びに第六十九条第一項の規定による買受けが所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合における新条例第六十二条第二項及び第三項、第六十五条第二項第一号並びに第六十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百分の八」とする。

附 則(令和二年条例第四八号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和二年規則第九号で令和二年六月二日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)第一条の規定による改正前の卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条第一項の規定により奈良県中央卸売市場における卸売業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の奈良県中央卸売市場条例(以下「新条例」という。)第六条の二第一項の規定により卸売業務の許可を受けた者とみなす。この場合においては、新条例第七条の規定は、適用しない。

附 則(令和七年条例第六六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期を同じくする拘禁刑と、旧拘留は長期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和 年条例第 号)

この条例は、令和八年四月一日から施行する。